

## 第2回市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会会議録

日 時 令和元年12月23日 午後1時から午後4時まで

場 所 ハイトピア伊賀4階ミーティングルーム

出席者

委 員 菅原洋一（三重大学名誉教授）  
畑中重光（三重大学大学院工学研究科長・工学部長 建築学専攻教授）  
鯨坂 徹（鹿児島大学大学院理工学研究科建築学専攻教授）

利活用事業担当課 堀川敬二（伊賀市産業振興部中心市街地推進課課長）  
藤森大輔（伊賀市産業振興部中心市街地推進課主査）

事 務 局 谷口修一（伊賀市教育委員会教育長）  
中林靖裕（伊賀市教育委員会事務局長）  
笠井賢治（伊賀市教育委員会事務局文化財課課長）  
福島伸孝（伊賀市教育委員会事務局文化財課主幹）  
眞名井孝政（伊賀市教育委員会事務局文化財課主任）

傍 聴 者 3名

### 1. はじめに

- ・谷口教育長あいさつ
- ・中林事務局長より、会議の趣旨説明及び会議公開について説明。
- ・出席者紹介

### 2. 経過説明

（資料1により説明）

- ・本日の会議では、第1回検討委員会でご指摘いただいた箇所を修正したので、その記載方法及び内容、保存にかかる部分・部位の設定が妥当かどうか検討いただきたい。

### 3. 旧上野市庁舎保存活用計画（素案：修正版）について

#### 【第1章】

#### 1－（4）計画策定に至る経緯

- ・上野市立西小学校、崇広中学校、旧上野市中央公民館などの表記について「旧」の有無で揺れているので、統一すること。（菅原）
- ・経緯の中に、坂倉準三に関する展覧会やシンポジウムなどの開催履歴を含めること。  
（鯨坂）

- ・坂倉準三設計の建造物について、できるだけ個別の写真を入れること。(畑中)
- ・坂倉建築の全体計画が、景観に配慮した低層建築であることを記述すること。(鯨坂)
- ・ドコモモジャパンや建築学会による要望活動を入れること。(鯨坂)

## 2－(8) 指定基準

- ・指定基準の内容が個別具体的であるが、指定基準として設定されていないと思うので、確認して不要であれば削除すること(菅原)

## 3－(1) 旧上野市庁舎の文化財的価値について

- ・ドコモモジャパンから出された要望書の記述で、解体年次を入れること。(鯨坂)
- ・上記の記述に関して、表記は1頁部分と統一すること。(菅原)
- ・日本イコモスによる「日本の20世紀遺産20選」選定された記述の部分では、上野恩賜公園(東京都)、神奈川県立美術館(神奈川県)として、所在地情報を入れること。(菅原)

## 3－(2) 変遷

- ・坂倉準三による全体計画(建築群)の記載を入れること。(鯨坂)

## 3－(4) 平面図・立面図

- ・図面の位置づけ、サイズやページ数など解題を記載すること。(菅原)
- ・図面については、貴重なものであるので、市指定文化財の附指定としてはどうか。(菅原)
- ・文化庁では、坂倉建築の図面はすべてデジタル化しているので、将来的にはデジタル化することが妥当な資料である。(菅原・鯨坂)

## 3－(5) 創立沿革

- ・坂倉建築群の位置図を入れてはどうか。(菅原・鯨坂)
- ・坂倉準三と当時の上野市長との関わりが記載されていない。また、坂倉の出身地である羽島市の動向等を含めて、旧上野市庁舎等建築群の位置づけを記載すること。(畑中)
- ・旧上野市庁舎は、庁舎の低層建築としては、先駆的なものであるため、そうした観点での価値づけを表記すること。

## 3－(6) 設計者 坂倉準三

- ・坂倉準三については、もっと加筆する必要がある。加筆したものを送付する。(鯨坂)

## 4－(1) 保存事業の履歴

- ・現状では、文章と図を分けて作成してあるが、図を小さくしてよいので、文章と図を1頁にまとめること。(菅原)

## 5－(1) 保存の現状と課題

- ・スチール製窓枠に関する記述で、現状では可動するものも多くあるので、そのことを記述する。また、板ガラスについては、当初のものが残っていること記述すること。(鯨坂)
- ・コンクリート部分は、腐食ではなく爆裂であるため、表現を変えること。(鯨坂)

- ・設備関係に関する記述がないので、加筆すること。設備関係は、当初のものはないが、経年劣化により更新時期に来ていることを課題として記述すること。(鯨坂)

#### 6- (2) 計画目的

- ・記述の内容を文化財指定した理由とする。

#### 6- (3) 計画の基本方針

- ・6- (2) の記述を受けるような内容として、保存することとともにリビングヘリテージとして、活用する部分は保存活用計画に則り改修することを明記する。(鯨坂)

### 【第2章】

#### 2- (2) 部分の設定と保護の方針

- ・この部分は、文化庁の要領をもとに記載しているのであれば、その旨を記載すること。(菅原)

#### 《P 26～30の立面図・平面図》

- ・P 26 立面図では、議会棟屋根を保全部分(青色)としているが、保存部分(赤色)とする。(菅原・鯨坂)
- ・P 28 平面図(1階)は、西階段部分前の廊下部分を、階段の延長部分と位置づけ、現状のその他部分(緑色)から保存部分(赤色)に変更する。(菅原・鯨坂)
- ・P 28 平面図(1階)の西側拡張部分の窓部分は、立面図に揃えてその他部分(緑色)とする。(菅原・鯨坂)
- ・P 28 平面図(1階)のその他部分の躯体に係る壁は、保存部分(赤色)とする。(鯨坂)
- ・P 29 平面図(中2階)の保全部分(青色)とその他部分(緑色)の西側拡張部分の窓部分は、立面図に揃えてその他部分(緑色)とする。(菅原・鯨坂)
- ・P 30 平面図(2階)の市長室は保存部分(赤色)としているが、その前後にある副市長室と秘書課も市長室との連続性を勘案して保存部分(赤色)とする。
- ・P 30 平面図(2階)の秘書課前の倉庫壁は後補のものなので、壁部分をその他部分(緑色)とする。

#### 2- (3) 部位の設定と保護の方針

- ・部位の設定(基準1～基準5)については、木造建築を想定した記述と思われる。コンクリートの場合、「材料自体の保存を行う部位」の設定は困難かと思う。今回基準1としたものは、躯体部分を該当部位としているので、そのことも補記するなどしてはどうか。(畑中)
- ・基準の設定について、今後第三者が見た時に分かりやすくするため、その内容を補記するとすれば、  
基準1は、構造・形状・材料を変えない。必要な補修は行うことができる。

基準2は、材料自体は変えても良い。ただし、同種・同材とする。

基準3は、見た目を同じものにする。

基準4は、周囲と調和するものであれば可とする。

基準5は、裁量で判断できる。

となる。(菅原)

- ・基準の設定内容については、例示して分かりやすくしてはどうか。(畑中)

#### 《P 3 5～4 2の個別部位について》

- ・P 3 6の玄関底の支柱については、当初部分の柱に伊賀市民憲章を記した石板が巻きつけてある。当初に戻すべきであるが、庁舎として使用されるなかで改変されたものもあるので、判断が難しい。当初部分は基準1とし、周囲の石板は基準4とする。
- ・P 3 7のスチール建具及びガラスについて、建具部分は基準2とするが、ガラスについては今後品質の良いものに改変できるよう基準3とする。

#### 《P 4 3～7 1の個別部位について》

- ・P 5 6のトイレの扉は、その他部分であるので、基準4とする。(菅原)
- ・P 6 1の廊下1仕切りスチール建具は、基準2としたのは妥当であるが、現在の位置にこだわることなく、改修計画に合わせて移動することも認めることとする。(鯉坂)
- ・P 5 3～7 1のその他部分の壁のうち、主要構造部(躯体)に該当しない壁は基準1から削除し基準4にする。(鯉坂)

#### 《P 7 2～8 7の個別部位について》

- ・P 8 0に、旧消防署部分にあった屋上庭園へつながるハッチの写真を掲載し、基準3とする。(鯉坂)

#### 《P 8 8～1 0 9の個別部位について》

- ・P 8 9の天井部分を基準2から基準3とする。(菅原・鯉坂)
- ・P 9 1の天井部分を基準2から基準3とする。(菅原・鯉坂)
- ・P 9 3の天井部分と床部分を基準2から基準3とする。(菅原・鯉坂)
- ・市長室及び隣接する部屋を保存部分としたのは、特定の市長を顕彰するのではなく、行政を代表するものとして、市庁舎の重要な属性の一つとして議場とともに保存部分とするものである。(菅原)
- ・P 9 5の天井部分・壁ベニヤ張・扉ベニヤ張を基準2から基準3とする。(菅原・鯉坂)
- ・P 9 7中庭について、土は一旦除去しなければならないが、基本的には芝貼とする。人工芝は、文化財として妥当ではない。(菅原)
- ・P 9 7のガーゴイルは、基準2として形状を残す。(菅原・鯉坂)
- ・P 9 7の吹き出し口は、当初のものではないので、基準4とする。
- ・P 9 8のトイレについて、トイレ形状がすべて揃って残る男子便所だけでもよい。使用しないことを前提として残す。便器等は基準4でもよいが、当初に近い当時のものがあれば、嵌め込みしても良い。トイレは、どこか1箇所残せばよいのであって、場所にこ

だわらない。(鯨坂)

- ・ P 9 9 トイレ入口の枠・扉は基準 3 とする。(鯨坂)
- ・ P 1 0 0 ～ 1 0 7 の執務室の扉ベニヤ張は、基準 2 から基準 3 とする。(鯨坂)
- ・ 煙突部分については、基準 3 とする。

#### **【その他】**

- ・ 今回の計画書では、文化財としての位置づけを明らかにするものであって、今後活用する過程において生じた課題は協議検討することとし、そのことについて明記する。  
(協議・検討の際には、先生方に指導・助言をいただくことについて了解を得た。)

#### **4. その他**

- ・ 今後の日程は、1 2 月 2 7 日に文化財保護審議会にて原案提出、1 月 2 3 日に教育委員会定例会にて審議し、正式な計画として位置づける。
- ・ 今回の指摘事項のうち、伊賀市文化財保護審議会においては、2 章の部分を修正して提示することとし、1 章については、指摘事項と修正予定内容を説明して、承認を得ることと了解する。
- ・ 当該計画は、保存活用計画となっているので、今後は活用計画についても議論する必要があるが、今後の改修計画と連携しながら議論を進めることとする。従って、今回の計画を第 1 版とすることと了解する。